

賛助会員を募集しています。

1 (公財)福岡県暴力追放運動推進センターの賛助会員とは

暴力団の壊滅については、今や県を挙げて取り組んでいるところであります。

そのためには警察の取締りはもちろんであります。それと併せ、暴力団の社会的寄生基盤である地域・職域から、暴力団を追放するという暴力団排除活動とが相まってこそ可能となります。

また、暴力団排除条例により暴力団に対する利益供与は禁止されており、交際が明らかになれば、企業のダメージは大きなものとなります。当センターは、このような地域・職域からの暴力団追放運動を目的とした活動を行っており、御賛同いただける会員の募集を行っております。

多くの皆様のご入会をお待ちしております。

賛助会員に対する「暴力団排除セミナー」を開催しています。同セミナーでは、現在の暴力団情勢や民事介入暴力に対する対応要領に関する講習等を行います。



入会手続

詳しくは福岡県暴追センターまでご連絡下さい。「入会申込書」をお送りします。

年会費

企業・団体～1口3万円、個人～1口5千円
(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特典

会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関紙「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。

2 利点

- 講演・研修に対する講師派遣を行います。企業において、暴力団対応要領等に関する研修会を実施する際に、ご希望があれば、当センターから講師を派遣いたします。
- 属性照会を行います。企業等において、取引相手が暴力団か否か確認したい場合は、特定の手続きを経た上で、当センターにおいて「属性照会」を実施します。
※属性照会～告知の情報を元に、当センターのデータベースにおいて、同人が暴力団と関係を有するか否か、確認することができるものです。
- 弁護士への無料相談ができます。刑事・民事どちらなの？どんな対応をしたらいいの？といった疑問に当センター員と共に民暴弁護士(月2回)が無料で相談を受けます。

不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者(暴排責任者)制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領
- 不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映などによる講習(約3時間)を実施しています。

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習会の案内通知が届きます。(費用は一切かかりません。)

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講修了書」「責任者講習受講事業所」のステッカーを無料で受領できます。
- 不当要求に対する正しい対応要領を学ぶことで会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576) (公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

暴力団排除DVDの紹介

そのときどうする!? はじめての不当要求対応 ～面談編～

不当要求・クレームを受けた際の初期対応に焦点を当て、不当要求等への対応について、解説を交えて分かりやすく紹介します。

- ・ 苦情か不当要求か(16分)
 - ・ 反社会的勢力の場合(13分)
- 非常に分かりやすい内容となっておりますので、研修等で活用できると思います。



表紙: 福岡県糟屋郡篠栗町
滝シリーズ 五塔ノ滝(ごとうのたき)

福岡県糟屋郡篠栗町にある滝の1つであり、鳴瀬川上流の名勝です。五重の塔から水を落としたように、流れが5つの段になっている様から名付けられたとされています。水量が非常に多く、滝の勢いを近くで感じることができます。



県民の絆

2021
VOL. 59

暴力団追放三不運動 ^{ワン}+1
暴力団を利用しない
暴力団を恐れぬ
暴力団に金を出さない
暴力団と交際しない

「五塔ノ滝(ごとうのたき)」





公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
理事長 渋田 一典

新年のご挨拶



福岡県警察本部
本部長 福田 正信

新年明けましておめでとうございます。

皆さま方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと存じ上げます。昨年中は、現在も続く新型コロナ禍にもかかわらず、当センターの活動全般に亘り、多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。本年も昨年同様、よろしく願い致します。

さて、新型コロナの対策には、国、県、市町村による様々な対策が打たれております。中小企業に対しては各種支援金が支給されております。暴力団は、この支援金を騙し取ろうと実態のない会社にもかかわらず、営業が出来なくて収益がなくなると支援金を請求したりしております。また、金融機関に対する融資につきましても、直接名前を出さず親戚、知人の名前により融資を申し込んでいる状況が窺え、当センターに対する属性照会件数を増加させております。このように暴力団は、国民が新型コロナの対応に全力で立ち向かっている中でも金になることならなんでもやるのです。

県警と当センターでは、暴力団の力を少しでも弱めるため、福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会と協働で、市町村や地元暴力団排除運動団体の要請を受けて事務所使用差止代理訴訟を久留米市、大牟田市で行っております。

一方で暴力団離脱者就労支援を推進しており、昨年も7名の就労支援を行いました。離脱者の就労を引き受けていただける「協賛企業」も県内370社を超えています。

毎年38回実施している暴力団排除責任者講習は、新型コロナの影響により、講習人員や場所の確保ができず、三密防止の観点から受講人員を減らして実施しております。しかし、受講の希望は多く、半年待ちの状態ながらも多くの問い合わせをいただいております。福岡県内の事業所の皆様が少しでも暴力団被害に遭わないように1回でも多く講習を実施してまいります。

県内では、未だ五つの指定暴力団が活動をしており、当センターとしても、いま一層気を引き締め、「暴力団の存在しない福岡県」の実現に努める所存であります。今後も県民の皆様の厚いご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご発展を祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

謹んで新春の御挨拶を申し上げます

県民の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。昨年2月には、北九州地区に拠点を置く指定暴力団五代目工藤會のシンボリック的存在である、総本部事務所が完全に撤去されました。

また、昨年11月には、筑後地区に拠点を置く指定暴力団浪川会本部事務所に対する使用禁止等の仮処分命令が出されるなど、本県の暴力団排除は大きく進展しております。

これも、取りも直さず、県民の皆様はもちろんのこと、福岡県暴力追放運動推進センターの力強い御支援、御協力の賜であり、改めて感謝申し上げます。

県警察では、本年も三大重点目標に「暴力団の壊滅」を掲げ、組織一丸となった暴力団対策を推進することとしております。

県民の皆様の安全確保を大前提とした上で、本年も引き続き暴力団犯罪の徹底した取締りはもとより、暴力団の組織基盤に打撃を与えるための資金源対策、暴力団事務所の撤去、組員の離脱・就労支援といった社会復帰対策などに取り組んでまいります。

暴力団排除の中核を担う福岡県暴力追放運動推進センターをはじめ、県民、事業者の皆様方より一層のお力添えをお願い申し上げます。

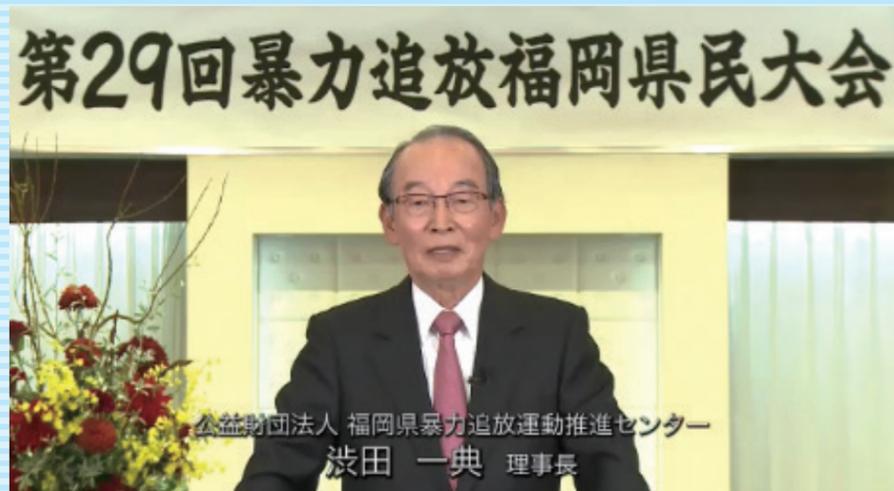
結びに、本年が県民の皆様にとって素晴らしい年となることを心から祈念申し上げ、私からの新年の御挨拶といたします。

第29回暴力追放福岡県民大会

令和2年11月6日、博多サンヒルズホテルにおいて、第29回暴力追放福岡県民大会の表彰式を行いました。

毎年大会には約1,300人の出席をいただいておりますが、本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、理事長挨拶と表彰式の動画をインターネット配信することにより大会を開催することといたしました。

福岡県暴力追放運動推進センターのホームページにおいて、令和3年3月末まで動画を見ることができます。



暴力追放運動功労者

暴力追放に功労のあった方々に表彰状が授与されました。

団体 博多飲食業安全宣言協議会

個人 福岡市 伊藤 忠 様
 久留米市 野田 武彦 様
 北九州市 丹村 賢一 様
 福岡市 高藤 基嗣 様



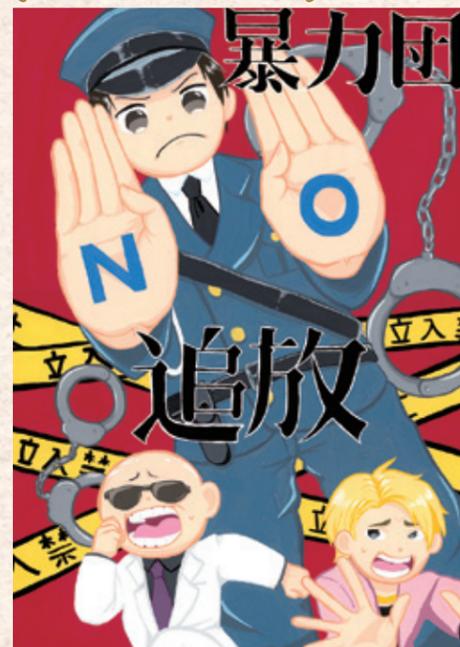
福岡県暴力団追放リレーメッセージ

暴力団のない安全・安心な福岡県を実現するため、官民一体となって、暴力団排除気運の高揚に取り組む中、福岡県暴力団追放リレーメッセージを作成し、大会動画の広報も併せて配信しました。



第29回 暴力追放福岡県民大会 暴追ポスターコンクール入賞者表彰

最優秀賞



【真帆館高等学校3年】
 ▲ 牧瀬 咲良さん

優秀賞



【大牟田高等学校3年】
 ▲ 河野 桃果さん



【大牟田高等学校3年】
 ▲ 田中 伶奈さん



【東筑紫学園高等学校1年】
 ▲ 森 志乃さん



【東筑紫学園高等学校3年】
 ▲ 池田 菜々香さん



【真帆館高等学校3年】
 ▲ 時山 翔貴さん



【真帆館高等学校3年】
 ▲ 白根 侑花さん



暴力追放ポスターコンクールに多数のご応募ありがとうございました。

暴力追放広報用ポスターの募集

募集!

- 応募資格**
 福岡県内の高等学校に在籍する生徒並びに福岡県内に居住又は勤務する16歳以上の方
- 応募作品の規格等**
 ・用紙のサイズは四つ切り(縦540mm、横379mm)とし、縦書き、横書きは問いません。
 ・画材は、画法は自由です。
 ・図案には、文字を使用しても差し支えありません。
- 応募方法**
 応募作品の裏側には、住所、氏名、職業(学生の場合は、学校名、学年)、連絡先電話番号を記載してください。
- 応募期間**
 令和3年4月1日から同年7月30日までの間
- 作品の送付先**
 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎5階
 (公財)福岡県暴力追放運動推進センター
- 表彰**
 暴力追放ポスターコンクール審査委員会で審査の上、優秀作品については、賞状及び記念品を贈呈します。
- 暴力追放ポスターについてのお問い合わせ先**
 (公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL.092-651-8938



祝! 栄えある受賞、おめでとうございます。

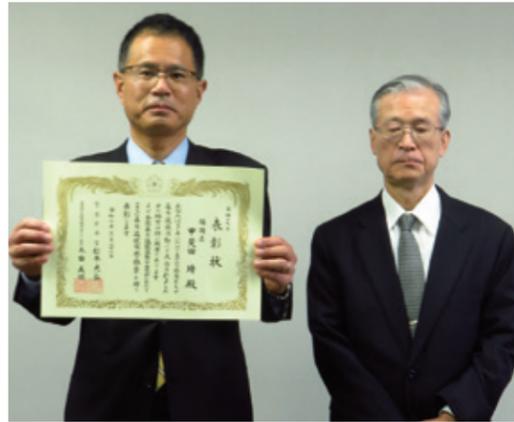
令和2年全国暴力追放功労者表彰



甲斐田 靖 弁護士

平成10年から福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属し、暴力団排除を目的とした各種活動に携わっておられます。

金融機関からの依頼で、暴力団員の口座解約業務に従事され、また、平成15年、平成17年、令和元年には、暴力団事務所の撤去についての相談を受理した後、それぞれの暴力団事務所を完全撤去するなど、暴力団排除活動に大きく貢献されました。



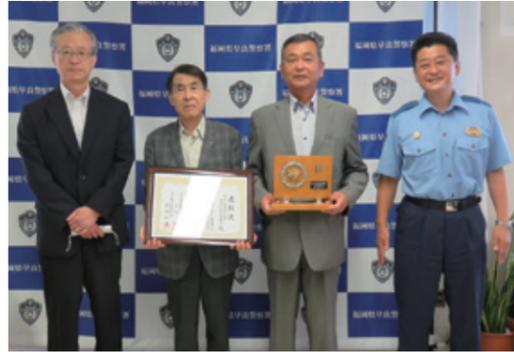
令和2年九州管区暴力追放功労者・功労団体表彰

早良・城南暴力団等
排除推進協議会

代表 原口 信一 氏



平成11年から、暴力団等が存在しない安全で平穏な街づくりを目的に活動し、暴力団排除に関する広報啓発活動や、暴力団事務所撤去に向けた働きかけを行い、年1回、暴力団追放市民総決起大会を開催するなど、暴力団排除活動を推進し、暴力追放に尽力されました。



岩尾 憲夫 氏

西福岡暴力団等排除推進協議会相談役



平成14年から、西福岡暴力団等排除連絡協議会の理事として活動され、その後、会長、相談役として、現在まで協議会の活動に尽力され、協議会の活動を通じて、地域に密着した暴力追放の広報活動や、暴力追放及び暴力追放パレードを実施し、暴力団排除活動に大きく貢献されました。



中村 匠吾 弁護士



平成17年から福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属し、暴力団排除を目的とした各種活動に携わっておられます。

一連の工藤会関連事件について、損害賠償請求訴訟を提起し、平成18年、平成30年には、暴力団事務所の撤去についての相談を受理した後、それぞれの暴力団事務所を完全撤去するなど、暴力団排除活動に大きく貢献されました。



浪川会本部事務所使用差止請求訴訟の実施

指定暴力団浪川会については、大牟田市内に本部事務所を構え、道仁会との抗争事件を起こし、平成29年10月、本部事務所で発砲事件が発生するなど、本部事務所付近住民の人格権を侵害する状況が長年続いていました。

当センターは、付近住民、県警察及び民事介入暴力対策委員会の弁護士と協議を重ね、検討委員会を開催し、付近住民からの委託書を受けた後、住民の代理として訴訟の提起を行いました。

令和2年11月4日、福岡地方裁判所において、事務所の使用禁止等の仮処分命令が決定し、同月12日に保全執行がなされました。また、同月21日に開催された大牟田市等主催の緊急集会において、付近住民に対し訴訟の説明が行われました。同集会の中で、訴訟原告への応援メッセージの記入が行われましたが、その数は1,000を超えました。

そして、令和2年12月14日、当センターは、福岡地方裁判所に対して、同事務所の使用差止請求の訴状を提出しました。今後、地域からの暴力団追放に向け、付近住民の皆さんとともに、強力にこの活動を推進していきます。



熱血社長奮闘記

～元暴力団員を雇用して～

はじめに

私は、佐賀・福岡県内で運送会社を営んでいます。平成30年9月から今まで、県警の就労支援制度により3人の元暴力団員を雇用しました。現在も仕事を続けている者もいれば、様々な事情が重なって、退職した者もあります。退職した者は、暴力団に戻るのではなく、別の職場で働いていると警察から聞いています。

協賛企業への登録

私の会社だけではないと思いますが、運送業界は慢性的な人手不足であり、ハローワークなどで人材を募集しても、なかなか働き手は集まりません。そんなとき、私が暴力追放の集会に参加した際に、警察と暴力追放運動推進センターが元暴力団員の就労支援を行っている制度を知ったことが、協賛企業に登録したきっかけとなりました。

私は、元暴力団といえども人間であり、ちゃんと仕事をしていけば良い面も必ず見えてくるはずだと思い、警察のアドバイザーを通じて協賛企業への登録を申し込みました。

元暴力団員の雇用

先程もお話ししたとおり、私の会社では、これまで3人の元暴力団員を雇用しましたが、その中の1人、ここではA君として、彼の話をしていきます。

A君と初めて会ったのは、採用面接をしたときで、そのときのA君の印象は、まだどこかに暴力団員というごりが残っているが、受け答えもしっかりしており、素直な一面もあるし、「働いて、お金を稼いで、ちゃんと生活していきたい。」と言っていたところから、これから仕事を頑張ってやっていくという意志を感じたので、採用を決めました。

働き始めて

A君は、運送業の仕事を覚えながら、大型運転免許を取得することから始めましたが、いままで全くしたことのない仕事で、運ぶ荷物の管理など、最初は不慣れなところ、自分が出来ないところをしっかりと把握して、1つ1つ出来るようになるように前向きに努力するところが見えました。また、仕事をしていくと同時に、周囲の人との会話で、受け答えを丁寧にするなど、人として社会に適応していくための努力もコツコ

ツ前向きに取り組んでいると感じられるようになり、少しずつではありますが、自分が暴力団員だったことを忘れようとしている様子がみえました。

採用から数か月後

A君が、一生懸命に仕事を覚える努力をして、運送業の仕事にも慣れてきたころ、私のいないところで不満を言っていることがあるという話を聞くことが多くなりました。

しかし、私の前では採用のときと変わらず、頭も低く、お客様の所でも同じであってほしいと願っていました。

トラブル発生

A君は、結婚していて、子供もいましたが、家庭内でケンカすることが多かったようで、ときどき、会社にまで火の粉が飛んでくることもありました。ケンカの内容は、給料や生活費などお金のことが原因となることが多かったみたいです。そしてとうとう、会社の応接室でのケンカで、A君が家族に怪我を負わせて、警察沙汰になる事件が発生してしまいました。

私の、A君に対する評価は、寡黙で大人しく悩みを抱え込むタイプなので、うまくストレスを発散する方法をみつけないと、いろいろなところで爆発してしまうのではないかとこのものでした。逆に言えば、うまくストレスを発散することができれば、社会人としてちゃんと仕事を続けられ、家庭も大切にできると思いました。

元暴力団員を雇用するに当たって

私は、元暴力団員であろうと1人の人間として、一生懸命働く意欲があれば、社会の一員としてしっかりやっていけると思っていますが、会社には他の社員がいて、A君の怖い一面を見てしまうとやりづらいところがあったのではないかと心配しています。

元暴力団員が働くにあたり、仕事を覚える、資格を取得するという前に、まずは人間教育の場を同時に設けることが必要ではないかと考えています。そこで、上下関係を学び、周囲との協調性を理解していくことができれば、社会人としてちゃんと自立していく

ことができるのだと思います。また、採用されるときの状況ですが、刑務所から出てきて、警察の支援を受けて就職する者もいるのですが、家族がいる場合、刑務所に入っている間に、家族が生活費を借金するなどしており、就職スタート時点から、お金に苦労している者もいるので、その点の制度見直しや雇用者の理解がしっかりしていなければいけないと思っています。

最後に

私は、元暴力団員の就労支援という制度は、良いことだと思います。前にも話しましたが、元暴力団員といえども1人の人間であり、良い面もたくさんあると思います。悪いことをしていたとしても、それは、その人がいた環境の影響が大きいから、その暴力団という環境から切り離すことが、最初にやらなければならないことだと思います。働き手がなかなか集まらない、人手不足という時代のなか、誰でも採用できれば良いというわけではないのですが、就労支援制度を利用させてもらい、人間教育の一環となれば、良いのではないかと考えています。

これからも、就労支援をするなかで、元暴力団員とともに働きながら、教育しながら、社会とのギャップを埋めて、ちゃんとした社会人になれるように育てていこうと考えています。



民暴弁護士による身近な法律相談 Q & A

担当弁護士
福岡西法律事務所
伊藤 拓 弁護士
〒819-0062
福岡市西区姪浜駅南1丁目6-24
高辰ビル2階



Q

先日、車の運転中によそ見をしていて、追突事故を起こしてしまいました。相手方にすぐに謝罪をしたのですが、相手方は暴力団のような見た目で、その場で小一時間説教をされました。警察を呼んだら後々面倒なことになるから、呼ばないようにと言われました。どのように対応すれば良いのでしょうか？

A

1 心構え

相手方が暴力団のような見た目であり、かつ、責任がこちらにあったとしても、必要以上に恐れてしまってはいけません。責任があるからこそ、警察に届け出るなどドライバーとしてやるべきことをきちんとやる必要があります。損害賠償についても相手方に生じた損害を確認した上で、保険会社などを通じて適切な賠償額を支払えば良いのです。相手方を過度に恐れてしまい、相手方のペースに巻き込まれて不当な要求をされないように注意しましょう。

2 警察への届出

交通事故を起こした場合には、直ちに最寄りの警察署に届け出なければならないとされています(道路交通法72条1項)。例え物損だけに過ぎない事故であったとしても、警察署に届出をしなければ違法となりますので、相手方を弱みを握らせることになってしまいます。届出をしないでよい交通事故はありません。交通事故を起こしたらすぐに警察署に届け出るように心がけておきましょう。

3 直接面会を求められたら

暴力団との関係をちらつかせて、直接事務所や自宅まで来て謝罪をするように求められることがあります。こちらが加入している任意保険会社の担当者が決まっているにも関わらず、直接連絡を取ってくるような場合には、自分の判断で面会することはせず、任意保険会社の担当者に相談するとともに、予め福岡県暴追センターや暴力団対応に精通している弁護士に相談しましょう。

4 念書を書くように要求されたら

交通事故の現場などで、「責任はお前にあるのだから、損害を全額賠償することを約束する念書を作成しろ」と言われる場合があります。損害額を全額賠償することを約束する念書は、賠償の範囲が不明確であり、法的効力があるかは不明ですが、後々念書を盾に不当な要求が繰り返されることとなりますので、念書などの書面は絶対に書かないようにしましょう。

5 交通事故の現場でお金を要求されたら

交通事故の現場で「50万円支払ったら終わりにしてやる」と言われる場合があります。これには絶対に応じてはいけません。50万円を支払えば、その後も金額をつり上げて請求が続くことが想定されますし、50万円がどのような損害に対する賠償なのかははっきりしていません。現場で支払ったこともうやむやにされるおそれもあります。損害賠償は、保険会社を通すなどしかるべき手続をした上で、支払いましょう。

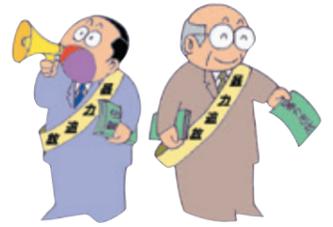
6 福岡県暴追センターの無料相談をご利用ください

福岡県暴追センターでは月に2回、暴力団やクレーマーに関するトラブルなどへの無料相談窓口を開設しています。暴力団対応等に精通した委員や民暴対応に精通した弁護士が丁寧にお話を伺って、適切な対応をアドバイスします。是非ご利用ください。

令和2年
下半年

地域・職域の暴排活動紹介

- 7月21日 ●(公社)福岡県宅地建物取引業協会 反社会的勢力に関する講習会
- 9月12日 ●福岡トーヨー株式会社 反社会的勢力に関する研修会
- 9月18日 ●株式会社不二サッシ九州 反社会的勢力に関する研修会
- 9月28日 ●西日本新聞社 暴力団排除に関する講習会
- 10月16日 ●暴力追放事業体等筑紫地区協議会 定例会
- 10月16日 ●福岡県企業防衛対策協議会 定例会員総会
- 10月27日 ●(一社)日本道路建設業協会九州支部 暴力団排除に関する講習会
- 10月28日 ●福岡高速道路工事暴力団等追放大会
- 11月14日 ●大木町・大川市・筑後市合同暴力団追放総決起大会
- 11月20日 ●室町ケミカル株式会社 反社会的勢力に関する研修会
- 11月21日 ●大牟田市 暴力団事務所撤去に向けた緊急集会
- 11月24日 ●西日本政経懇話会 例会
- 11月25日 ●九州地方整備局暴力団等追放連絡協議会 総会
- 12月24日 ●九州経済産業局 行政対象暴力に関する講習会
- 12月26日 ●大牟田市暴力団追放市民総決起大会



お知らせコーナー

民暴特別相談日の開設

◎主催／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会

当暴追センターでは、暴力追放相談員と民事暴力担当の弁護士が待機し、県民の皆様からの暴力団やクレーマーに関する困り事、悩み事の相談に応じる「民暴特別相談日」を下記のとおり開設しております。

電話、メールでも受け付けておりますので、

迷わず、恐れず、お気軽にご相談下さい。

- 毎月第1、第3水曜日(休日、祝日を除く。)
- 午後1時30分～午後4時
- 面接、電話、メール ●相談無料、秘密厳守
- 相談先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
TEL092-651-8938
- メール soudan@fukuoka-boutui.or.jp
- 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階

開催日時

毎月第1・第3水曜日(13:30～16:00)

2021年1月	13日	9月	1日 15日
2月	3日 17日	10月	6日 20日
3月	3日 17日	11月	17日
4月	7日 21日	12月	1日 15日
5月	19日	2022年1月	19日
6月	2日 16日	2月	2日 16日
7月	7日 21日	3月	2日 16日
8月	4日 18日		

お知らせコーナーについてのお問合せ先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL 092-651-8938